

実費徴収に係る補足給付事業について（報告）

国が定める地域子ども・子育て支援事業のうち、実費徴収に係る補足給付を行う事業につきまして、令和元年 10 月よりスタートしました幼児教育・保育の無償化にあわせて、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の園児につきましても、副材料費にあたる給食費の補助制度が新たに追加されました。

それにあわせて、本市におきましても本事業を実施するための財源を、現在開催されております 12 月議会の補正予算として提案をしており、認められれば実施する予定であることを藤井寺市子ども・子育て会議に報告いたします。

1. 対象者

未移行の私立幼稚園に通っている方で、かつ低所得で生計が困難である方等の特定子ども・子育て支援（施設等利用給付）の認定を受けた方。

2. 事業開始年月日

令和元年 10 月 1 日

3. 補助金額

給食費（副材料費分）として、1 人当たり月額 4,500 円を上限として補助。